01

路面電車や地下鉄等に係る認可等を 指定都市が行うことで、行政事務の効 率化及び事業者の利便性向上に寄与

~軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲~

地方への事務・権限の移譲

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「227、228」で検索!



ポイント

軌道法及び鉄道事業法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限のうち、指定都市に係るものについて、指定都市に移譲することで、行政事務の効率化及び事業者の利便性向上に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号による軌道法の一部改正)等)

地域の 課題

迅速な手続きが 困難

- ○軌道(路面電車など)及び鉄道(地下鉄など)について、その道路への敷設に係る認可事務等は、国と都道府県が分担して行っている
- ○一方、指定都市内には、都道府県が管理 する道路が存在しない



都道府県が管理している 道路はないのに・・・

> 認可等の手続きに 時間がかかる・・・



事務担当者 事業者



地域の意

制度上の

都道府県が事務を 実施することが非効率

指定都市内の軌道等の場合、都道府県におい て、

二次元コードからもアクセスできます

- ・管理していない道路の現況を把握する必要
- 道路管理者(指定都市)の意見聴取が必要な事務有り



指定都市で事務を行えれば 効率的なのに・・・



地方



指定都市が 認可事務等を実施

一の指定都市内の軌道等に係る事務・権限に ついて、指定都市に移譲

	都道 府県	指定都市	移譲	都道 府県	指定 都市
(指定都市に係る) 軌道・鉄道の認可事務等	0	_		_	0
(指定都市内の)道路の管理 ※国が管理する直轄国道を除く	_	0		_	0

道路管理者である指定都市において、 認可事務等を行うこととしました 行政事務の効率化!

住民 サービスの 向上 指定都市が軌道等に係る事務を道路管 理と一体的に行うことが可能となり、 認可等までの時間の短縮が見込まれる





02

国民健康保険における高額療養費申請手続を簡素化することを可能 にし、住民サービスを向上

~高額療養費に関する申請手続を、年齢に関係なく簡素化可能にする見直し~

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース [2年] 管理番号 [113] で検索!



ポイン

国民健康保険における高額療養費制度について、市区町村の判断により全ての被保険者の申請手続を簡素化することが可能になり、被保険者の申請に係る負担及び市区町村の事務負担を軽減

(省令 国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号))

地域の 課題

高額療養費の受給には 月毎の申請が必要

高額療養費*1の支給を申請する際、70歳未満*2 の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出 しなければならない

- ※1 医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度。 自己負担限度額は年齢や所得に応じて定められている
- ※2 70歳以上75歳未満の被保険者は、市区町村が条例等で 別段の定めをすることで、手続の簡素化が可能

具合が悪いのに毎回申請するのは 大変だな…



地域の意

制度上の支障

申請者と市区町村 双方の負担に

○申請者は自己負担限度額を超えた月毎に市 区町村へ申請をしなければならない

二次元コードからもアクセスできます

○市区町村は、申請の勧奨や提出された申請書の内容を都度確認しなければならない

申請がなくても支給対象かどうかは わかるのに…







解決策

70歳未満の被保険者も 申請手続を簡素化

市区町村が条例等の別段の定めをすれば、70歳以上75歳未満の被保険者と同様に、70歳未満の被保険者も申請手続の簡素化が可能に



市区町村の判断で、月毎に申請を 行わなくても高額療養費の支給が できます 住民 サービスの <u>向上</u>



対象者の申請漏れによる不利益や、市区 町村側の申請の勧奨・受理手続といった 作業がなくなる

申請手続がとても楽になりました!

小規模多機能型居宅介護の定員に関する 「従うべき基準」を「標準」とすることによ り、必要な介護サービスの提供を可能に

~小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し~

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース [2年] 管理番号 [180] で検索!



术

小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準を「従うべき基準」から 「標準」へ見直し、介護サービスの質を担保しつつ、地域の実情に応じて、 必要な介護サービスの提供を可能に

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令 和3年法律第44号)による介護保険法の一部改正)

いか

地域の

地域において必要な介護サービスが 提供できない場合がある

小規模多機能型居宅介護※の利用定員が、国 が定める利用定員に達している場合は、利用の ニーズがあっても施設側は断らざるを得ない

※「通い」を中心とし、利用者の様態や希望に応じて、随時 「訪問」や「宿泊」を組み合わせて提供する介護サービス

> 介護サービスを受けたいけど も、近くの施設は満員だから どうしよう…

> > スペースはあるから受け入れ てあげたいけれども、国の基 準で決まっているからな…



制度上の で『

地域の実情に応じた 制度の運用ができない

小規模多機能型居宅介護の利用定員は、 「従うべき基準」として規定されており、大都 市でも過疎地でも全国一律に、国の基準に合 わせなければならない

二次元コードからもアクセスできます

うちの町では、介護施設の数が限ら れており、施設によっては利用定員 よりも数名は受入可能であるのに、 なんとか柔軟な運用ができないもの かな…





解決策

利用定員に関する基準を 「従うべき基準」から 「標準」に見直し

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合 理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応 じた「標準」と異なる内容を定めることを許容



市町村が地域の実情に応じて独自 の基準を定めることも可能になり ました

住民 -ビスの 向上



他方で独自に

市町村の責任と判断において、介護サー ビスの質を担保しつつ、地域の実情に応 必要なサービスの提供が可能に

おかげさまで、住み慣れた町で家庭的な介護サービスを 受けることができ、安心して暮らせます

郵便局において取扱いが可能な 地方公共団体の事務の範囲を拡大 することにより、住民の利便性を向上

~郵便局で取り扱える地方公共団体の窓口事務の拡大~

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース [2年] 管理番号 [121] で検索!



术

郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務に、転出届の受付 及び転出証明書の引渡しや印鑑登録の廃止申請の受付を追加することな どにより、住民の利便性が向上するとともに行政運営の合理化に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3) 年法律第44号)による地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正等)

地域の

郵便局におけるワンストップ サービス化を図りたい

- ○郵便局が取り扱うことのできる地方公共団体 の事務は限定されている
- ○また、代理人による交付の請求の申請が可能 かどうか不明確
- ○特に過疎地域においては住民の利便性の確保 に支障が生じている



本人以外が申請できれば





制度上の 支隨

郵便局へ委託できる地方公共団体の 窓口業務は一部のみ

○郵便局において取扱いが可能な事務は一部 の証明書の交付に係る窓口業務のみ

二次元コードからもアクセスできます

○代理請求については、地方公共団体におい て、慎重に判断することとなっている

郵便局で対応可能な証明書

- ①戸籍・除籍の謄抄本、記載事項証明書
- ②(地方税の)納税証明書
- ③住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し、
- ④戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し





郵便局において取り扱える 地方公共団体の業務を拡大

郵便局において、以下の業務の取扱いを可能と

- ・転出届の受付及び転出証明書の引渡し
- 印鑑登録の廃止申請の受付

また、代理人による届出・申請、証明書の 交付の請求の受付が可能であること を明確化

郵便局で取り扱える業務を 増やしました!





郵便局における取扱事務の拡大により ワンストップサービス化に資する 郵便局との連携により行政運営の合理 化に寄与



近くの郵便局で 手続きができる!

郵便局の利用者増により 地元商店街の賑わいに つながる可能性も…



事例

05

地縁による団体(自治会・町内会等)について、市町村による認可(法人格の付与)要件を緩和することにより、幅広い活動を促進

~地縁による団体が不動産等を保有する予定の有無にかかわらず認可を可能に~

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「2年」管理番号「19」で検索!



二次元コードからもアクセスできます

ポイント

不動産等※を保有する予定の有無にかかわらず、市町村長による認可を可能とすることにより、不動産等を保有せずに高齢者等への生活支援、地域の特産品開発等の幅広い活動を行っている地縁による団体が、法人格を取得することが可能となり、安定的・継続的な共同活動に貢献

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)による地方自治法の一部改正)

※不動産等には、不動産に関する権利や登録を要する金融資産等を含む。

地域の 課題

法人格を取得して地域的な 共同活動を円滑に行いたい

不動産等を保有等していない地縁による団体は、法人格が無いため活動の制限を受けていた

- ・契約主体が個人となり活動の幅が狭い
- ・法律上の責任の所在が不明確
- ・団体名義で財産が保有できない



法人格を取得したいだけ で不動産等を保有したい 訳ではないけど…

地縁による団体



不動産等の保有等を前提と しない認可要件に見直し

市町村長は、不動産等の保有又は保有する予定の有無にかかわらず、地縁による団体を認可することが可能に



活動実態や認可を受ける目的の 実態に合わせて認可要件を見直 しましょう



制度上の支障

不動産等の保有等の有無が認可の要件

市町村長は、不動産等を保有している又は保有する予定がある地縁による団体でなければ認可し法人格を付与することができない

認可地縁団体が、不動産等を 保有する予定の有無にかかわ らず、地域的な共同活動を行 えるようにしてほしい



地方



-ビスの

向上

地域的な共同活動の共同活動の共同活動の共産につなから

認可地縁団体制度の更なる活用が見込 まれ、地域住民の生活の安定及び地域社 会の健全な発展に資する



法人格の取得により、活動の幅が広がります!

玉

06

豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とすることにより、確実かつ継続的なワクチン接種の体制整備に寄与

~豚熱に係るワクチン接種を一定の要件を満たす民間獣医師でも実施可能に~

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「2年」管理番号「132」で検索!



ポイン

都道府県職員である家畜防疫員に加え、一定の要件を満たす民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)の実施を可能としたことにより、確実かつ継続的なワクチン接種の体制整備に寄与

(公表 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について(令和3年3月31日))

地域の 課題

ワクチン接種をできる者が 家畜防疫員に限定

豚熱のワクチン接種を実施できる者が都道府 県職員である家畜防疫員に限定

※家畜防疫員が農場を10日に1回程度巡回する必要があるが、多くの小規模農家においては、2週間~1か月に1回程度の巡回頻度となっていた



ワクチン接種のための家畜防疫員に よる巡回を待たなければならない

農場



制度上の支障

継続してワクチン接種を 行うことが困難に

ワクチン接種を実施する者が不足する場合に は、民間獣医師を都道府県職員である家畜防 疫員として任用し対応する必要

二次元コードからもアクセスできます

しかし、家畜防疫員を十分確保できず、継続し てワクチン接種を実施することが困難に

所属団体における兼業禁止等を理由に、 民間獣医師から家畜防疫員としての任 用を断られる



Ser.

地方



- 民間獣医師による フクチン接種を可能に

家畜防疫員に加え、都道府県知事が適時性・適切性に係る要件を満たすと判断して認定する 民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能に



民間獣医師が都道府県職員である家畜 防疫員になることなく、ワクチン接種 を行うことを可能にしました 住民 サービスの 向 b

豚熱のワクチン接種において民間獣 医師を十分活用することが可能に

